

平成19年5月9日

各位

会社名 株式会社 新生銀行
 代表者名 代表執行役社長 ティエリー ポルテ
 (コード番号 : 8303 東証第一部)

ストックオプション(新株予約権)発行決定に関するお知らせ

当行は、平成18年6月27日開催の当行第6期定時株主総会において、会社法第238条および第239条の規定に基づき決議いたしました新株予約権の発行について、本日開催の取締役会において下記のとおり、第17回および第18回の新株予約権発行を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

		第17回	第18回
1	新株予約権の発行日	平成19年5月25日	
2	新株予約権の発行数 (新株予約権1個当りの目的となる株式数は1000株)	上限6,000個	上限6,000個
		(合計上限6,000個)	
3	新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 6,000,000株 (上限)	当社普通株式 6,000,000株 (上限)
		第17回、第18回の合計上限 6,000,000株。株数は平成19年5月25日に確定する	
4	新株予約権の払込金額	無償とし、金銭の払い込みを要しない	
5	新株予約権行使に際して出資される財産の価額(行使価額)	平成19年5月25日に確定する	
6	新株予約権行使により株式を発行する場合における資本金および資本準備金の増加	(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする	
7	勧誘の相手方およびその人数	当行取締役、執行役および当行従業員	当行執行役および当行従業員
		人数は平成19年5月25日に確定する	
8	新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～ 平成29年5月8日	平成19年6月1日～ 平成29年5月8日
9	新株予約権の行使条件	平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、原則として付与された新株予約権の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。	原則として平成21年6月1日以降行使可能とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。

【ご参考】 (1)定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成18年5月23日
 (2)定時株主総会の決議日 平成18年6月27日

以上